

議案第 9 3 号

京丹後市火災予防条例の一部改正について

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等が公布され、火災予防条例(例)の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市火災予防条例の一部を改正する条例

京丹後市火災予防条例（平成１６年京丹後市条例２１８号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第３号の２中「キュービクル式のものにあっては、」を削る。

第１１条の２第１項第４号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第１３条第１項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が１０キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が１０キロワット時を超え２０キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和５年消防庁告示第７号）第２に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第１３条第３項を次のように改める。

- ３ 第１項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第３に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第１３条第４項中「第２項並びに本条第１項」を「第１１条の２第１項第４号」に改める。

第４４条第１３号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が２０キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第３厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1 4 kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	2 1 kW以下	1 0 0	1 5 注	1 5	1 5 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1 4 kW以下	8 0	0	—	0	
				据置型レンジ	2 1 kW以下	8 0	0	—	0	

	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	1 0 0	5 0	5 0	5 0	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0	
	上記に分類されないもの		使用温度が 8 0 0 ℃以上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0		
			使用温度が 3 0 0 ℃以上 8 0 0 ℃未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0		
			使用温度が 3 0 0 ℃未満のもの	—	1 0 0	5 0	1 0 0	5 0		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の京丹後市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 3 条第 1 項に規定する蓄電池設備（附則第 4 項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新

条例第 11 条第 1 項第 3 号の 2（新条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 13 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第 13 条第 1 項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

京丹後市火災予防条例(平成16年京丹後市条例第218号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市火災予防条例 平成16年4月1日 条例第218号 目次 (略) 第1条～第10条の2 (略) (変電設備) 第11条 (略) (1)～(3) (略) (3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) (略) 2・3 (略) (急速充電設備) 第11条の2 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。 (5)～(19) (略) 2 (略) 第12条 (略) (蓄電池設備) 第13条 <u>屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)</u>の電槽は、<u>耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</u>	京丹後市火災予防条例 平成16年4月1日 条例第218号 目次 (略) 第1条～第10条の2 (略) (変電設備) 第11条 (略) (1)～(3) (略) (3)の2 <u>建築物等の部分との間に</u>換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。 (3)の3～(10) (略) 2・3 (略) (急速充電設備) 第11条の2 (略) (1)～(3) (略) (4) <u>その筐体は雨水等</u>の浸入防止の措置を講ずること。 (5)～(19) (略) 2 (略) 第12条 (略) (蓄電池設備) 第13条 <u>蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)</u>は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、<u>その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</u>

現行													改正案												
2 (略)													2 (略)												
3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。													3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。												
4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。													4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。												
第14条～第43条 (略)													第14条～第43条 (略)												
(火を使用する設備等の設置の届出)													(火を使用する設備等の設置の届出)												
第44条 (略)													第44条 (略)												
(1)～(12) (略)													(1)～(12) (略)												
(13) 蓄電池設備													(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)												
(14)・(15) (略)													(14)・(15) (略)												
第45条～第51条 (略)													第45条～第51条 (略)												
別表第1及び別表第2 (略)													別表第1及び別表第2 (略)												
別表第3(第3条、第18条関係)													別表第3(第3条、第18条関係)												
種類					離隔距離 (cm)								種類					離隔距離 (cm)							
					入力	上方	側方	前方	後方	備考								入力	上方	側方	前方	後方	備考		
(略)													(略)												
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距			厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距		

現行										改正案										
				キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ					離を示す。					キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ					離を示す。	
				据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注					据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式		組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0			不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0					据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
												固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
													不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されな			使用温度	—	250	200	300	200			上記に分類されない			使用温度	—	250	200	300	200

現行							
	いもの	が800℃以上のもの					
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
(略)							
備考1～3 (略)							
別表第4～別表第8 (略)							

改正案							
	もの	が800℃以上のもの					
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50
(略)							
備考1～3 (略)							
別表第4～別表第8 (略)							
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の京丹後市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。							

現行	改正案
	<u>4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。</u>

① 【第 13 条】蓄電池設備に係る規定〈令和 6 年 1 月 1 日施行〉改正概要 ■経過措置:現に設置され、設置の工事がされているものは、従前の例による。

1 基準値の単位 (条例第 13 条第 1 項)

蓄電池容量は、供給の大きさの指標としてキロワット時〔kWh〕を用いて区分することとされた。(国際規格の指針に合わせた。)

改正前

アンペアアワー・セル〔AH・セル〕



改正案

キロワット時〔kWh〕

2 法令規制の対象範囲 (条例第 13 条第 1 項、条例第 44 条)

従来、4,800AH・セル (換算値≒10kWh)未満の蓄電池設備を規制の対象外としていたところ、規制の対象となる蓄電池設備を、蓄電池容量が 10kWh 以下のもの及び 10kWh を超え 20kWh 以下のものであって、安全基準が講じられたものとして消防庁長官(※1)が定めるものを規制の対象から除くこととされた。

改正前

改正案

3 設置基準の改正・4 消防庁告示※2 参照

4 消防庁告示※1 参照

蓄電池容量	安全基準	届出の要否
4,800AH・セル未満	消防法令対象外	不要
4,800AH・セル以上	消防法令が定める設置基準への適合	必要



蓄電池容量	安全基準	届出の要否
10 kWh 以下	消防法令対象外	不要
10 kWh 超～ 20 kWh 以下	消防法令が定める設置基準への適合 消防庁告示への適合※1 (消防法令対象外)	不要
20 kWh 超	消防法令が定める設置基準への適合	必要

3 設置基準の改正（条例第13条第1項、第3項、第4項）

ア	設置個所の床構造	開放形鉛蓄電池を用いたもの以外は、耐酸性の床等上に設けなくてもよいとされた。
イ	雨水等浸入防止措置	屋外に設ける蓄電池設備は、キュービクル式のものでなくても、雨水等浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとすればよいとされた。
ウ	建築物からの離隔距離	屋外に設ける蓄電池設備は、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、消防庁告示※2に適合する場合は不要とされた。

4 消防庁告示（令和5年消防庁告示第7号）

蓄電池設備に関して安全基準が定められた標準規格（JIS）

	令和5年消防庁告示第7号	安全基準内容	J I S 規格
※1	蓄電池設備に関して安全基準が定められた標準規格（JIS）に適合している場合、消防法令が定める設置基準と同等とされた。	過充電防止措置、外部短絡防止措置、内部延焼防止措置	J I S C8715-2, J I S C63115-2
※2	筐体の延焼防止措置に関して安全基準が定められた標準規格（JIS）に適合している場合、離隔距離は不要とされた。	不燃性措置	J I S C4411-1, J I S C4412, J I S C4441

5 経過措置

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の京丹後市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

②【別表第3】固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離〈令和6年1月1日施行〉改正概要

改正前

種類					離隔距離（c m）						
					入力	上方	側方	前方	後方	備考	
(略)											
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15注	1 5	15注	注:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21kw以下	100	15注	1 5	15注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	8 0	0	—	0		
				据置型レンジ	21kw以下	8 0	0	—	0		
		上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300		200
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200		100
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	5 0	100		5 0
		(略)									

従来、固体燃料を用いた厨房設備は「上記に分類されないもの」の区分に属していた。

改正案

種類					離隔距離（c m）					
					入力	上方	側方	前方	後方	備考
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	5 0	5 0	5 0	注
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	8 0	3 0	—	3 0	

固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離について、別表第3に明記された。

〔炭火焼き器〕とは、主に業務用の厨房設備として定置使用されるもので、耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属フレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指す。



炭火焼き器 イメージ写真